

令和 7 年度 福岡県移住・定住プロモーション動画制作業務委託
企画提案公募実施要領

本公募要領は、令和 7 年度 福岡県移住・定住プロモーション動画制作業務委託の企画提案公募に参加しようとする事業者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は、以下の事項を踏まえた上で、公募に参加するものとする。

なお、本公募は、令和 7 年度当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、業務内容を変更すること、又は、契約しない場合がある。

1 委託業務名

令和 7 年度 福岡県移住・定住プロモーション動画制作業務

2 委託業務の内容

別紙「公募仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 予算規模

10,318 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

以下の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- （1）本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ当該委託業務の円滑な遂行が可能な事業者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- （3）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、破産手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）
- （5）福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （6）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （7）国税及び地方税を滞納している者でないこと。

6 企画提案公募スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和7年6月24日（火） |
| (2) 企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和7年6月30日（月） |
| (3) 企画提案公募に関する質問への回答 | 令和7年7月2日（水）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年7月7日（月） |
| (5) プレゼンテーション及び審査会 | 令和7年7月14日（月）予定 |
| (6) 委託候補事業者の決定 | 令和7年7月中旬予定 |
| (7) 委託契約締結 | 令和7年7月下旬予定 |

7 企画提案公募に係る質問について

(1) 質問受付

仕様書及び本実施要領に関する質問がある場合は、別紙「質問票」（様式第1号）に必要な事項を記入の上、下記により提出すること。

なお、提出期限を過ぎた質問、電話や口頭による質問は受け付けない。

①受付期限 令和7年6月30日（月）17時まで

②提出方法 電子メール

③提出先 福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課地方創生推進班 大坪

E-mail : ijuu-teijuu@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 質問に対する回答

令和7年7月2日（水）を目途に福岡県のホームページにて公開する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
①企画提案応募書（様式第2号）	1部
②企画提案者概要（様式第3号）及び提案者の組織体制、経営状況、事業内容が分かるもの（任意様式、事業者パンフレット可）	10部
③企画提案書（任意様式） A4版横置き、片面印刷 作成にあたっては、別紙「企画提案書作成要領」を参照のこと。	10部

(2) 提出期限 令和7年7月7日（月）17時まで ※必着

(3) 提出方法 持参又は郵送 ※併せてメールにて提出すること。

(4) 提出先 福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課地方創生推進班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁9階

E-mail : ijuu-teijuu@pref.fukuoka.lg.jp

(5) その他

- ①提出書類は、委託候補事業者の選定にのみ使用する。
- ②提出書類の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、提案者の負担とする。
- ③提案者が参加資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案者はそのことをもって非選定となることがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ④提出書類は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。
- ⑤提案者が5者を超える場合は、書類審査を実施してプレゼンテーション参加者を決定する。書類審査の結果は、参加者全員に通知する。

9 委託候補事業者の選定について

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を行い、高い評価点を得た提案者を委託候補事業者として選定する。

- ①実施日 令和7年7月14日（月）予定
- ②実施方法 福岡市内の会議室で各提案者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む20分程度）を予定

※当日の実施概要は、別途通知する。

(2) 委託候補事業者の決定

令和7年7月中旬を目途に文書にて通知する。

10 審査基準

審査は、選定委員会委員が下表に示す評価項目により採点し、合計点数が最も高い提案者を委託候補事業者とする。合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。

なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。

また、提案者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは委託候補事業者として選定する。

評価対象項目		配点
(1) 提案者概要 業務を円滑に遂行する能力を有しているか（本委託業務のノウハウや類似事業の事績があるか等）。		10点
(2) 業務体制・スケジュール ①業務を遂行するための適切な運営体制、人員配置となっているか。 ②業務を確実に遂行し得るスケジュールになっているか。		10点
(3) 業務の 提案内容	①業務目的の理解度 移住・定住、関係人口施策、県内市町村等について豊富な知識と経験を持ち、本委託業務の目的・内容に	10点

	について理解した具体的な提案内容となっているか。	
	②動画の企画・制作について 動画の構成については、仕様書を踏まえた提案内容となっているか。	20点
	③動画の配信・広告について 効果的な配信方法・配信時期等が提案されているか。	15点
	④業務を通して期待される成果 提案された内容により、高い事業成果が期待できるか。	20点
	⑤独自提案 業務目的を達成するにあたり、独自性のある有効な提案となっているか。	10点
(4) 見積もりの妥当性 経費が合理的に積算され、かつ適切な内容であるか。		5点

11 委託契約について

- (1) 契約にあたっては、委託候補事業者と具体的な委託業務内容などについて協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。
- (2) 委託業務内容は、委託候補事業者が提出した企画提案書を基本とするが、契約協議の過程で、内容の一部変更を求めることがある。
- (3) 契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受託者の負担とする。
- (4) 契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年規則第23号）第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めることとする。
なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還する。

また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したときや、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年以内に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは、契約保証金が減免される場合がある。

12 問合せ先

福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課地方創生推進班

担当：大坪

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3179

E-mail：ijuu-teijuu@pref.fukuoka.lg.jp